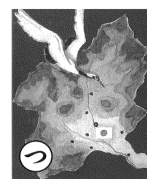




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年7月8日（金） 第10015号

目次

	ページ
告 示	
○知事指定薬物の指定の失効（薬務課）	2
○道路の区域変更（道路管理課）	2
○道路の供用開始（同）	2
○道路の区域変更（同）	3
○道路の供用開始（同）	3
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水環境課）	4
○指定納付受託者の指定（会計管理課）	4
公 告	
○特別保護地区の指定（自然環境課）	5
○開発工事の完了（建築課）	5
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施（図書館）	6
落 札	
○落札者等の決定（群馬産業技術センター）	8

■ 告 示

◎群馬県告示第173号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年7月8日

群馬県知事 山本 一 太

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2-（エチルアミノ）-2-（3-メチルフェニル）シクロヘキサン-1-オン（通称名DMXE、Deoxy methoxetamine）及びその塩類
- (2) N, N-ジエチル-2- { [5-ニトロ-2-（4-プロポキシフェニル）メチル]-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタナミン（通称名Protonitazene）及びその塩類
- (3) 1-（シクロブチルメチル）-N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1H-インドール-3-カルボキサミド（通称名CUMYL-CBMICA）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和4年7月8日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

◎群馬県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	354号	高崎市下大類町字富士塚下110番の1地先から同市同字富士塚53番の1地先まで	前	23.8～23.8	35.8
			後	23.8～34.5	35.8

◎群馬県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	354号	高崎市下大類町字富士塚下110番の1地先から同市同字富士塚53番の1地先まで	令和4年7月8日

◎群馬県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	元島名倉賀野線	高崎市下大類町字富士塚下110番の1地先から同市柴崎町字蟹沢2225番地先まで	前	9.4～14.7	203.8
			後	16.0～16.0	200.4

◎群馬県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	元島名倉賀野線	高崎市下大類町字富士塚下110番の1地先から同市柴崎町字蟹沢2225番地先まで	令和4年7月8日

◎群馬県告示第178号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、太田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年7月8日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 太田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 太田都市計画下水道事業 太田市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和41年7月28日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 汚水

ア 収用の部分 変更なし

イ 使用の部分 昭和41年建設省告示第2393号、昭和47年群馬県告示第12号、昭和51年群馬県告示第239号、昭和57年群馬県告示第808号、昭和62年群馬県告示第751号、平成5年群馬県告示第112号、平成10年群馬県告示第236号、平成14年群馬県告示第482号、平成20年群馬県告示第173号、平成26年群馬県告示第133号、平成30年群馬県告示第294号の事業地を次のとおり変更する。

飯塚町、東矢島町、西矢島町及び内ヶ島において事業地を一部追加する。

(2) 雨水

ア 収容の部分 変更なし

イ 使用の部分 変更なし

◎群馬県告示第179号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次の者を同項に規定する指定納付受託者に指定した。

令和4年7月8日

群馬県知事 山本 一 太

指定納付受託者の所在地及び名称	指定をした日	歳入の種類
東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号 デジタルゲートビル10F 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	令和4年6月28日	(1) 次に掲げる規定による観覧料 ア 群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例（昭和49年群馬県条例第15号）第5条第1項 イ 群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例（昭和54年群馬県条例第15号）第5条第1項 ウ 群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和62年群馬県条例第5号）第8条第3項

		エ 群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例（平成8年群馬県条例第9号）第6条第1項 (2) 群馬県立ぐんま昆虫の森の設置及び管理に関する条例（平成17年群馬県条例第46号）第6条第1項に規定する入園料
--	--	--

■ 公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により特別保護地区を指定したいので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月8日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 特別保護地区の名称 金山鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域 別図のとおり
- 3 特別保護地区の存続期間 令和4年11月1日から令和24年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案 別紙のとおり

「別図」及び「別紙」は省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部自然環境課及び群馬県桐生森林事務所並びに太田市農業政策課に備え置いて、令和4年7月22日まで縦覧に供する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和4年7月8日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字篠塚字大黒1430-8	邑楽郡邑楽町大字赤堀1347番地2 ニューくらかけハイツ3-1 橋本貴夫、橋本里実
2	邑楽郡邑楽町大字狸塚字昭和1250-1、1250-3、1250-4、1250-7	太田市下浜田町96番地21 崔英淑
3	邑楽郡千代田町大字舞木字富士原793、794、796-1、797、798、799、810、811-1	邑楽郡千代田町大字舞木796番地 株式会社イケフジ製作所 代表取締役 藤本啓三
4	佐波郡玉村町大字上之手1746-6	高崎市新保町10番地1 パレスケーズ2A号 黒澤良樹、黒澤あみ
5	佐波郡玉村町大字南玉313-1	高崎市上中居町1472-5 ムグンファ205

竹内将史、竹内さおり

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和4年7月8日

群馬県立図書館長 稲葉友昭

1 調達内容

- (1) 件名及び数量 第6次群馬県立図書館情報提供システムクライアント類の賃貸借及び保守委託 一式
- (2) 調達物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 機器賃貸借及び保守期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
- (4) 納入場所 群馬県立図書館
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和4年8月2日（火）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月18日午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県立図書館資料情報係へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。

- (8) 当該調達物品又はこれと類似する物品について、過去3年程度の期間において、100台以上の生産、販売又は貸付実績を有することを証明した者であること。
- (9) 当該調達物品に係るアフターサービス、修理及び部品供給等をリース期間中円滑に行い得ることを証明した者であること。
- (10) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所、書類等の提出先及び問合せ先 〒371-0017 群馬県前橋市日吉町一丁目9番1号 群馬県立図書館資料情報係 担当：宮尾直樹、木暮圭 電話027-231-3336（ダイヤルイン） 電子メール gen-af@library.pref.gunma.jp

(2) 入札説明書等の交付方法 令和4年7月12日（火）から同月26日（火）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日及び休館日を除く。）の午前9時から午後5時までの間（ただし正午から午後1時の間を除く。）、電子メールにより交付する。交付を希望する者は、電子メールに請求者氏名（法人の場合は、法人名及び担当者名）、住所及び電話番号を記載し、上記(1)のメールアドレスあて送信すること。また、電子メールの到達を電話で確認すること。

(3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した入札参加確認表（以下「確認書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。説明及び協議の義務を履行しない者並びに書類等の変更に応じない者の入札書は落札決定の対象としない。また、参加資格の確認及び製作仕様書の技術審査は、書類等の提出期限日から行うものとし、その結果は令和4年8月12日（金）までに通知し、技術審査に合格した者には、入札参加資格書を交付する。

ア 確認書等の提出期限 令和4年8月2日（火）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条に規定する休日及び休館日を除く日の午前9時から午後5時まで）

イ 確認書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに必着のこと。また、封筒に「第6次群馬県立図書館情報提供システムクライアント類の賃貸借及び保守委託一式の書類等在中」と朱書きすること。

ウ 確認書等の提出場所 上記3(1)の場所に同じ

エ 提出部数 各1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和4年8月19日（金）午後2時 群馬県立図書館3階研究室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月18日（木）午後4時までに上記3(1)の場所に群馬県立図書館長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「第6次群馬県立図書館情報提供システムクライアント類の賃貸借及び保守委託一式の書類等在中」と朱書きすること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をも

って有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: INABA Tomoaki, Head Librarian of Gunma Prefectural Library

(2) Nature of the products and services to be procured: Lease and maintenance of Library Management Computer System

(3) Rent and maintenance period: From January 1, 2023 to December 31, 2027

(4) Delivery place: Gunma Prefectural Library

(5) Dates of issue for tender documents: From to July 12, 2022 at 9:00 a.m. to July 26, 2022 at 5:00 p.m.

(6) Time-limit for submission of confirmation forms and attached documents regarding bidding qualifications: Thursday, August 2, 2022 at 5:00 p.m.

(7) Time-Limit for tender: Friday, August 19, 2022 at 2:00 p.m. (tender by registered mail must be received by Thursday, August 18, 2022 at 4:00 p.m.)

(8) For further information, contact: MIYAO Naoki or KIGURE Kiyoshi, Material Information Group Office of Gunma Prefectural Library, 1-9-1 Hiyoshi-cho, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-0017, Japan, TEL 027-231-3336(Japanese language only) , E-mail gen-af@library.pref.gunma.jp

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和4年7月8日

群馬県立群馬産業技術センター所長 細 谷 肇

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 電気電子標準計測設備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立群馬産業技術センター 群馬県前橋市亀里町8番地1
- 3 落札者を決定した日 令和4年6月22日
- 4 落札者の名称及び所在地 東京電機産業株式会社高崎営業所 群馬県高崎市下之城町148番地
- 5 落札金額 39,996,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和4年5月13日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
